

## ゴルフ場開発事業の規制に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、良好な自然環境を保持し、災害の発生等を未然に防止するとともに、県土の適正な土地利用を図るため、地域振興対策の一環として行うゴルフ場の開発を認めるにあたっての基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2 基本方針

ゴルフ場の開発については、本県の持つ貴重な文化遺産と、これらと一体を成す歴史的風土、自然環境との調和を図ることを基本とし、地域の特性と経済、社会条件に配慮しつつ、地域振興対策の一環として計画されるものに限り、この要綱の定めるところにより、その立地を認めるものとする。

### 第3 開発の要件

第2の基本方針に基づき、その立地を認めることができるゴルフ場（以下「当該ゴルフ場」という。）は、開発計画が次のいずれの要件にも該当するものでなければならない。

- (1) 計画地の所在する市町村が地域振興対策の一環として誘致を図り、かつ、地域住民の積極的な協力が得られるものであること。
- (2) 県及び計画地の所在する市町村の行政面積に対するゴルフ場の各総面積（以下「総量」という。）が、当該ゴルフ場の計画面積を加えても、その比率が一定以下であること。
- (3) 計画地には、自然環境の保全及び災害の防止等を図るために指定された区域を原則として含まないこと。
- (4) 自然環境の保全、災害の防止、治山治水対策等に万全の措置が講じられるものであること。
- (5) 国及び地方公共団体の公共事業に支障を及ぼさないこと。

### 第4 事前協議

- (1) 市町村長は、ゴルフ場の誘致を図る場合は、あらかじめ事業者計画書その他必要な書類の提出を求め、第3の要件について確認するものとする。
- (2) 市町村長は、前項の確認により当該ゴルフ場が第3各号の要件に適合すると認められる場合は、事業者に対し、知事に事前協議を行うよう指導するものとする。
- (3) 知事は、前項の事前協議があった場合には、「土地利用調整会議設置要綱」第3に規定する事項及びこの要綱に規定する事項につき、土地利用調整会議で審議検討するものとする。
- (4) 事前協議の結果通知の有効期間は、3年とする。ただし、特別な理由があるものについては1年以内の期間を定め、有効期間の延長を図るものとする。

### 第5 事業者の責務

事業者は、事業の計画及び実施にあたっては、この要綱の趣旨を十分に理解し、県及び市町村の基本構想並びに土地利用計画に則した適正かつ、合理的な土地利用を図るとともに、関係法令等の許認可基準を厳守し、県及び市町村の指導に沿って、事業の遂行に努めなければならない。

### 第6 その他

第5の事業者の責務の履行につき、これを怠り又は県及び市町村の指導に応じないときは、第4の事前協議を了したものであっても、その立地について認めないものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和60年7月20日から施行する。
- 2 「ゴルフ場開発規制にかかる基本方針」（昭和48年8月7日策定）は、廃止する。
- 3 前項の基本方針に基づき、既に事前協議を了しているゴルフ場については、なお、その効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成元年1月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、既に事前協議を了しているゴルフ場にかかる事前協議の結果通知の有効期間は、改正後の第4の(3)の規定にかかわらず当該施行日から起算して3年とし、期間の延長は認めないものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。